

同時発表：厚生労働省

令和5年6月13日
不動産・建設経済局建設市場整備課

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」 の変更について

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づく、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）の変更について、本日閣議決定されました。

1. 概要

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号。）に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため定めるものとされており、平成29年6月に策定されました。

今般、基本計画の策定からこれまでの間の、建設工事従事者に係る状況変化や基本計画に基づく施策の推進成果等を踏まえ、基本計画の変更を行いました。

今後とも、厚生労働省等の関係機関や業界団体等とも連携して、基本計画に記載された施策を進めていきます。

2. 主な変更内容

- ① 安全衛生経費に関する記載の充実
- ② 一人親方に関する記載の充実
- ③ 建設工事の現場の安全性の点検等に関する記載の充実
- ④ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に関する記載の充実
- ⑤ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実
- ⑥ 健康確保対策の強化に関する記載の追記
- ⑦ 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善に関する記載の追記

詳細は別紙をご参照ください。

3. 閣議決定日

令和5年6月13日

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
木下(内線 24813)、青木(内線 24816)
(電話)03-5253-8111【代表】、03-5253-8282【直通】